

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令参照条文

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年八月一日法律第五十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二（略）